

広島県選挙管理委員会告示第三十七号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により、令和八年五月一日以降、政治活動（選挙運動を含む）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第三項の規定に基づき公表する。

令和八年五月十八日

広島県選挙管理委員会委員長 大 辻 茂

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
あべちえみ後援会	安部 智恵美	安部 智恵美	広島県安芸郡府中町清水ヶ丘5-26
市原ひろたか後援会	市原 央貴	市原 穂浪	広島県広島市東区牛田旭1-15-1
おくしたゆうとし後援会	奥下 裕斗志	奥下 裕斗志	広島県福山市大門町3-19-28
木原愛一郎後援会	木原 愛一郎	木原 淳	広島県広島市安佐北区落合4-1-7
木原愛一郎と共に地域を美しくする会	木原 愛一郎	木原 淳	広島県広島市安佐北区落合4-1-7
木村ひさと後援会	木村 尚登	藤本 和久	広島県三原市本町1-5-28
倉橋から呉を元気にする会	林 英紀	二神 ひかり	広島県呉市倉橋町石持132-8
栗栖伸明後援会	栗栖 伸明	栗栖 真理子	広島県安芸高田市吉田町山部103
佐々木宏樹後援会	佐々木 宏樹	佐々木 智子	広島県廿日市市四季が丘6-7-10
竹原たかよし後援会	竹原 孝剛	和田 隆士	広島県三次市南畑敷町127-14
玉井直子後援会	玉井 直子	玉井 克佳	広島県安芸高田市甲田町高田原1781-1番地
甘恋の会山下幸士後援会	阿部 慎一	居森 さおり	広島県廿日市市四季が丘7-2-16
正木篤後援会	正木 篤	正木 裕美	広島県広島市安佐北区亀山南二丁目8-13-202
向井浩司後援会	向井 浩司	吉田 忠治	広島県三原市大和町下草井1146